

令和2年度 磐田駅北口広場イルミネーション業務委託仕様書

1 委託業務名

令和2年度 磐田駅北口広場イルミネーション業務

2 委託業務の目的

磐田駅北口広場がイルミネーションで明るくなることにより、北口広場を訪れた人が明るく心癒される空間づくりができるよう業務を行うものである。

3 業務スケジュール

設置 着手日～令和2年11月5日

点灯 令和2年11月6日～令和3年2月14日

撤去 令和3年2月15日

4 設置場所および設置に係る要件

(1)設置場所 JR磐田駅北口広場（設置エリアは別紙1「配置図」を参照）

(2)設置に係る要件

- ・JR磐田駅北口広場は強風が吹きつけることがあることや、台風等も考慮して設置物等が転倒・飛散しないよう十分配慮し、安全確保すること
- ・クスを囲む木道にスチール製のパイプアーチを設置する際は、LED電材をポールに据付ける。ただし、パイプアーチの根元には木製のクッション材を使用し、地面に直に設置しないようにする。また、設置作業時は、クスの根元(柵内)に入らないものとする。

5 委託業務内容

(1)観光協会準備品によるイルミネーションの設置、撤去および保守業務

※電源の確保は別紙2「電源確保仕様」のとおり

(2)イルミネーションデザインの提案

- ・「しっぺいベンチ」や「しっぺい像」、「大クス」などを活用したSNS映えスポットを意識すること
- ・広場全体をシャンパンゴールドの色調を中心とした統一感のある空間で表現すること
- ・観光協会準備品以外のイルミネーション装飾も可能とする。ただし、電球も含め受託者から契約期間中のレンタルとし、撤去後は受託者に返還する。なお、レンタル期間中の電球等の保守も業務委託料に含むものとする。

6 観光協会準備品一覧

別紙3「観光協会準備品一覧」のとおり

※想定される新規調達機材・部材については業務委託料に含むものとする。

7 業務の要件・留意事項

(1)大クスは「県指定史跡名勝天然記念物」に指定されているため直接装飾等
をしないこと。また、作業時はクスの根元(柵内)に入らないものとする。

(2)駐車する車両は必要最小限にとどめ、搬出入を目的とする車両は搬出入後、
速やかに移動すること。広場内は最徐行とし、一部に車両乗り入れできな
い箇所(デッキ仕様部)には、絶対に乗り入れしないよう注意すること。
破損等が生じた場合は原状復帰すること。

8 定めなき事項

本仕様書に定めなき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議に
より業務を進める。